

碧南市犯罪被害者等支援金制度の主なQ&A

Q1

支援金の対象となる「犯罪行為」とは具体的にどのようなものですか？

A1

日本国内において発生した人の生命・身体を害する罪にあたる行為で、主なものとして殺人、強盗致傷、傷害等が該当します。特殊詐欺や窃盗等の「財産に対する被害」、またはインターネットやSNS等における誹謗中傷などの「名誉に対する被害」などの被害者は対象となりません。

Q2

犯罪被害に遭った者が碧南市民であれば、その遺族は支援金支給の対象となりますか？

A2

犯罪被害に遭われた方や、その遺族で、実際に支給を受けようとする方が碧南市民である場合に、支給の対象となります。
遺族支援金であれば被害者の遺族(第1順位遺族)が碧南市民であること、重傷病支援金、精神療養支援金であれば被害者本人が碧南市民であることが条件となります。なお、犯罪被害の場所が碧南市であるかどうかは問いません。

Q3

犯罪被害の後に、碧南市外へ転出した場合でも支給対象になりますか？

A3

犯罪被害に遭われたときに、碧南市民であれば対象となります。

Q4

交通事故による被害は、支援金の対象となりますか？

A4

この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故の被害は支給の対象となりませんが、危険運転致死傷罪は対象となります。

Q5

犯罪行為の事実はどのように確認するのですか？

A5

申請者の同意に基づき、事件捜査を担当する警察署等に犯罪行為の認知に関する照会を行い、確認します。

Q6

遺族支援金の支給対象となる『遺族』とはだれを指すのですか？

A6

遺族支援金は第1順位のご遺族に対して支給されます。

【遺族の範囲及び順位】※○内の数字は支給を受けられる遺族の順位

- 1 ①配偶者(事実婚関係にあった方を含む)
- 2 犯罪被害者と生計を一にしていた世帯における
②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 3 犯罪被害者と生計を一にしていない
⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

第1順位のご遺族が支援金を申請されない場合は、第2順位のご遺族に申請の権利が移ることはありません。

父母など、第1順位のご遺族が複数人いる場合は、専用の様式により受給代表者を決定していただきます。

Q7

重傷病支援金を受けた被害者が、当該犯罪行為を原因として亡くなった場合、遺族支援金は支給されますか？

A7

すでに支給された重傷病支援金の額(10万円)を除いた額である20万円が遺族支援金として支給されます。

Q8

犯罪被害であれば、必ず支援金の支給を受けることができますか？

A8

次の場合には、支給対象とならない場合があります。

- 犯罪被害が発生時に、被害者または第1順位遺族と加害者との間に親族関係(事実婚・パートナーシップ含む)があったとき。
- 被害者または第1順位遺族に、当該犯罪行為を教唆・ほう助する行為や誘発する行為、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為があったとき。
- 被害者または第1順位遺族が、暴力団員や暴力団関係者であったとき。
- 被害者またはその遺族と加害者との関係や、その他の事情から判断して、支援金の支給を行うことが社会通念上適切でないとき。

Q9

支給しない場合において、「支援金の支給を行うことが社会通念上適切でない」と認めるときとは、どのような場合ですか？

A9

支援金の支給が加害者の利益になる場合や、不適切な人間関係の中で発生した犯罪被害の場合などが想定されます。

(例)被害者と加害者が犯罪グループの仲間であるなど、仲間内の犯罪行為による被害である場合

Q10

代理の申請は可能ですか？

A10

申請者となる第1順位のご遺族や犯罪被害者の方が、未成年者である、意識不明の状態であるなど、やむを得ない理由により申請手続きができない場合は、親族等による代理申請が可能です。ただし、支援金の支給先(振込先口座の名義)は原則として申請者本人のものに限られます。

Q11

やむを得ない事情で住民登録せずに碧南市に居住していた場合は？

A11

配偶者からの暴力(DV)を受けて避難していた場合など、やむを得ない事情で住民登録せずに碧南市に居住していた場合は、碧南市に居住していたことを客観的に確認できる書類を提出いただくことで、支援金の支給を受けられる場合があります。

Q12

「犯罪被害を知った日」とはいつですか？

A12

- ・犯罪被害者が死亡した場合
… その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日
- ・犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合
… 医師の診断により重傷病又は精神疾患であると診断された日

Q13

「労務に服することができない」とはどのような状態ですか？

A13

就業者であれば、「就労することができない」、学生等であれば「学校に通うことができない」、無職の者であれば、「家事ができない」「外出することができない」などの場合が想定され、就労だけでなく通常の生活を送ることができない場合も該当します。

Q14

令和8年2月に発生した犯罪被害に遭いました。支援金の対象となりますか。

A14

令和8年4月1日以降に発生した犯罪による被害に限ります。

Q15

支援金の申請から振込までの期間はどのくらいかかりますか。

A15

申請書を受理後、審査し特に問題がなければ、1か月～1か月半で交付となります。